

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	法定外公共物管理事業	会計名称	一般会計		担当課	土木管理課	
		予算科目	8 款 1 項 1 目	事業番号	3390	所属長名	武智 年哉
事業評価の有無	☒ 評価対象事業 ☐ 評価対象外事業（事業の概要・結果のみ）				担当責任者名	宮崎 栄司	
法令根拠等	法定外公共物の管理に関する条例				実施期間	【開始】	平成 18 年度
総合計画での位置付け	快適空間都市の創造					【終了】	平成 年度(予定) ■ 設定なし
	住みやすい都市空間づくり						
総合計画における本事業の役割	地域の財産である法定外公共物（道路・水路）を適切に維持管理することにより、住みやすい環境づくりの推進に寄与する。						
事業の対象	法定外公共物（道・水路）及び法定外公共物の利用者並びに使用者			事業の目的	法定外公共物（道・水路）は、市民の日常生活に密接に関わっているため、利用の適性を図り、快適な生活を営むための維持管理を行うことで、公共の福祉の増進に寄与する。		
事業の内容（整備内容）	法定外公共物（道・水路）の適正な維持管理を行うとともに、埋設物や架橋などの法定外公共物使用申請に伴い、内容審査の上、許可・更新を行い、使用料を徴収する。用途廃止については、申請により内容を審査し、利害関係者の同意を得たうえで普通財産に所管換えし、払下げを行う。			昨年度の課題に対する具体的な改善策	農地の宅地化や耕作放棄の増加、高齢化による担い手不足などにより、道・水路等の維持管理に係る費用は増加傾向にある。快適な市民生活のため、予算の範囲内でできるだけ対応を行った。また、予算に限りがあるが、地域住民の行う草刈りなどの作業に原材料支給などで支援し、愛ロードや愛ビーチなど県の制度の活用を促しながら、地域住民の意識向上に努めた。		

事業活動の内容・成果（D0）

事業費及び財源内訳（千円）							事業活動の実績（活動指標）						
項目		前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目	単位	27年度実績	28年度予定	9月末の実績	28年度実績
財源内訳	直接事業費	6,499	6,677	0	0	0	4,622	使用許可申請	件	55	30	15	29
	国庫支出金		0	0	0	0	0						
	県支出金		0	0	0	0	0						
	地方債		0	0	0	0	0						
	その他	45	30	0	0	0	15						
一般財源		6,454	6,647	0	0	0	4,607	工事施工申請	件	11	10	2	5
職員の人工（にんく）数		0.50	0.50				0.50						
1人工当たりの人件費単価		8,042	8,086				8,086						
※ 直接事業費÷人件費		10,520	10,720				8,665						
主な実施主体		直接実施		実施形態（補助金・指定管理料・委託料等の記載欄）									
向こう5年間の直接事業費の推移 （千円）						29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	5年間の合計		
						6,677	6,677	6,677	6,677	6,677	33,385		
成果指標	指標	人工数÷総申請件数	単位	⇒	区分年度	27年度	28年度	29年度	目標	毎年度			
					目標	0.42	0.42	0.42	0.42				
	指標設定の考え方	総申請件数に対する人工数を下げるによりコスト削減が図れる。			実績	0.42	0.58						
					指標で表せない効果								

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況（今年度の途中経過）			道路や水路のいわゆる法定外公共物の維持管理については、草刈りや井出掃除など日常の維持管理は、原則として受益者等地元をお願いしている。ただ、近年過疎化や高齢化、都市化に伴い、維持管理作業ができなくなったとして、市に依頼するケースが増えている。今後も同種事案の増加傾向が続くと想定される。費用対効果を踏まえた適切な対応が必要。									
事業評価	自己判定（担当責任者）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	3	合計点が	A	事業成果・工夫した点 事業の苦労した点・課題	道路や水路の法定外公共物は、市民生活に密接に関わっており、快適な生活環境を創出していくためには、法定外公共物の適切な維持管理が求められる。当該公共物の使用許可、工事施工、境界査定及び用途廃止払い下げなどの各種申請には、適切に対応することができた。			
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。	3	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D						
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。	4							
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市は関与しないで、民間や市民団体に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。	3	合計点が	B					
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。	3	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D						
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。	3							
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。	4	合計点が	A					
			コスト効率	5 4 3 2 1 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	3	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D						
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3							
	一次判定（所属長）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	4	合計点が	A	事業の方向性 所属長の課題認識	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する （判断の理由） 法定外の道路及び水路の管理は、地域に密接に関わっていることから地元の意見を参考に財産の管理・処分を的確に行う必要があるため、事業継続とする。			
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。	3	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D						
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。	3							
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市は関与しないで、民間や市民団体に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。	3	合計点が	A					
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。	4	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D						
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。	3							
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。	3	合計点が	B					
			コスト効率	5 4 3 2 1 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	3	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D						
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3							

施策を踏まえた判断	二次判定	☐	一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。	⇒	指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
		☒	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。		
		☐	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。		
		☐	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
☐	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。				
☐	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。				
☐	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。				

行政評価委員会の答申	外部評価	答申の内容

今後の方向性（ACTION）

の経営最終者判断議	事業の方向性	コメント欄	
	☐	さらに重点化する。	
	☒	現状のまま継続する。	
	☐	右記の点を見直しの上、継続する。	
	☐	事業の縮小を行う。	
	☐	事業の休止、廃止を行う。	